

令和2年第7回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年7月10日（金）
開会時刻：10時01分 閉会時刻：10時27分
2. 早島町役場 2階第一会議室
3. 出席委員
11名
4. 欠席委員
なし
5. 傍聴人数
なし
6. 議事日程
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出について
7. 農業委員会事務局員
2名

ただいまから令和2年第7回早島町農業委員会を開会いたします。

それでは、以降の議事進行は●●会長によろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

それでは、議事録署名委員は、7番の●● ●●委員、8番の●● ●●委員にお願いします。よろしくをお願いします。

それでは、議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局、説明してください。

[illegible]

ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番 ●● ●●委員からよろしくお願いします。

7月7日に現地確認を行いました。場所は弁才天の●●●●の北の一角です。こちらは50戸連たんの残りの一部であり、問題はありません。以上です。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

2

議長（●●●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●●●●君）

ないようでありますので議案第18号・番号1については許可相当としたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●●●●君）

ないようでありますので、議案第18号・番号1については許可相当と決定されました。
続いて番号2について、事務局、説明してください。

事務局（●●●●君）

議案書2ページへお戻りください。番号2について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は前潟字拾ノ割●●●番●、地目が田、面積が192㎡で農地区分は第3種です。譲渡人は早島町早島●●●番地にお住いの●● ●●さん、譲受人は早島町前潟●●●●番地●●●●●●●●●●号室にお住いの●● ●●さん、●● ●●さんでございます。転用目的は自己専用住宅で、申請事由は「現在、町内のアパートに居住しているが、手狭になったため、申請地へ自己専用住宅を建築することとした。」です。位置図は5ページになります。説明は以上です。

議長（●●●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 ● ●委員からよろしくお願いします。

9番（●●君）

7月7日に現地確認を行いました。こちらについても50戸連たん開発の一部であり、別段問題はありません。以上です。

議長（●●●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑なし】

議長（●●●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●●●●君）

ないようでありますので議案第18号・番号2については許可相当としたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●●●●君）

ないようでありますので、議案第18号・番号2については許可相当と決定されました。

続いて番号3について、事務局、説明してください。

事務局 (●●●●君)

議案書4ページをご覧ください。議案第18号・番号3、4については関連する案件でありますので、一括してご説明いたします。まず番号3について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は前潟字拾ノ割●●●番●●、地目が田、面積が47㎡で農地区分は第3種、前潟字拾ノ割●●●番●●、地目が田、面積が47㎡で農地区分は第3種、前潟字拾ノ割●●●番●、地目が田、面積が30㎡で農地区分は第3種、前潟字拾ノ割●●●番●、地目が田、面積が46㎡で農地区分は第3種、前潟字拾ノ割●●●番●●、地目が田、面積が231㎡で農地区分は第3種で、合計5筆、401㎡です。譲渡人は早島町早島●●●番地にお住いの●● ●●さん及び早島町早島●●番地にお住いの●● ●●さん、譲受人は岡山市南区●●●●●番地●にお住まいの●● ●●でございます。転用目的は自己住宅で、申請事由は「子どもの成長に伴い、現在の住居が手狭になったため、申請地へ自己専用住宅を建築することとした。」です。位置図は5ページです。

[illegible]

議長（●●●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 ● ●委員からよろしくお願いします。

9 番 (●●君)

7月7日に現地確認を行いました。場所は先ほどの場所の東です。ここは2、3年耕作していません。申請地と道路の間に水路があるので、橋を架けることになると思います。ここも今後50戸連たんが進んでいくものと思われます。問題はありません。以上です。

議長（●●●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

5 番 (●●●●君)

これは2軒とも川に橋を架けて入るのですか。

事務局 (●●●●君)

そうなります。現在橋がありませんので。

議長（●●●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

3 番 (●●●●●君)

農地として残る部分についてはきちんと管理するように指導を徹底してください。

事務局 (●●●●●君)

残地については当然所有者に管理する責務がありますので、伝えておきます。

議長 (●●●●●君)

他にないようでありますので議案第 18 号・番号 3, 4 については許可相当としたいと思います。
いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長 (●●●●●君)

ないようでありますので、議案第 18 号・番号 3, 4 については許可相当と決定されました。
続いて、報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局、説明してください。

事務局 (●●●●●君)

議案書 6 ページをご覧ください。報告第 7 号・番号 1 について、届け出に係る農地は早島字太宰●●●●番、地目が畑、面積が 2 9 6 m²、早島字大池●●●●番●、地目が田、面積が 4 4 4 m²で、合計 2 筆、7 4 0 m²です。こちらは相続により、早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さんが所有権を取得したことによる届出となっております。位置図は 7 ページです。報告は以上です。

議長 (●●●●●君)

ただいまの説明に関してご質問等ございませんか。

【質問、意見なし】

議長 (●●●●●君)

ないようでありますので、以上で報告第 7 号を終わります。
それでは、その他について事務局からお願いします。

事務局 (●●●●●君)

次回の農業委員会は 8 月 11 日 (火) 10 時からを予定しております。場所は 2 階の第一会議室です。また議案書を送付致しますのでよろしくお願いします。以上で、その他の報告事項を終わります。

議長 (●●●●●君)

以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。令和 2 年第 7 回早島町農業委員会を閉会いたします。